

# 献血推進事業補助金の手引き

この度は、丹波市献血推進事業補助金をご利用いただき、ありがとうございます。  
補助金を適正にご活用いただくため、補助金の目的に沿った適切な事業実施と補助金利用に努めていただきますようお願いいたします。

なお、献血推進事業は下記の2つの事業に分類されます。

## 【献血に係る事業内容と補助内容】

事業名	内容等	補助内容
啓発事業①	チラシ配布や新聞折込みなど、街頭での啓発を行う事業	消耗品、印刷製本費、広告費、通信運搬費
実施事業②	献血を実施する事業	消耗品、食材費、印刷製本費（啓発を除く）、会場使用料、機材等の借り上げ料

※①②については、同一団体で一回の献血実施につき、両方の申請をすることができます。

## 【補助金内容】

事業名	事業規模	補助上限額
啓発事業①	市内実施	10,000円
実施事業②	受付者50人以下	30,000円
	受付者51人以上75人以下	40,000円
	受付者76人以上100人以下	50,000円
	受付者101人以上125人以下	60,000円
	受付者126人以上	70,000円

※上記の各事業については、献血受付者数により補助金に変更となります。

## 【実施に係る注意点】

献血を実施するにあたっては、事前に兵庫県血液センターとの献血バス配車等の調整が必要となります。計画をたてるにあたって3か月前までには、日時、会場等の調整を行ってください。

名称	連絡先
兵庫県赤十字血液センター	TEL 0796-34-8561(代表)
豊岡出張所	FAX 0796-34-8563

## 【その他】

兵庫県赤十字血液センターの献血バスは原則として50人程度の献血者が見込める場合配

車が可能となります。できる限り、実施団体等の従事者も含めて献血協力者を確保した上で、事業計画を作成してください。

## 【補助事業の手続きの流れ】

下記により事業手続きの流れをまとめましたので、ご一読いただき、申請手順の確認、必要書類等の準備をお願いします。

### 1 交付申請

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、献血推進事業補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

補助金の交付申請書の提出までに次のことについて確認してください。

- (1) 申請書に記載漏れがないかご確認ください。
- (2) 添付書類の漏れがないかご確認ください。
- (3) 申請は期限に余裕をもって行ってください。
- (4) 補助金の交付には、申請される団体名義の銀行口座が必要です。

電子メール及びFAXでの申請も可能とします。

電子メールで申請される場合はアドレス（kenkou@city.tamba.lg.jp）へ、  
FAXで申請される場合は（FAX番号：0795-88-6315）へ送信してください。

※メールで申請される場合は、タイトルに「(団体名) 献血推進事業補助金の申請」と記載してください。

※提出書類に不備があると、交付決定が遅くなりますのでご注意ください。

### **※交付申請提出期限 献血実施の1カ月前まで**

（不備及び不足のない書類を受領する期日です。書類の確認や調整の期間を考慮し、期日に余裕を持ってご提出ください。）

#### ○提出書類

- ・献血推進事業補助金交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書（啓発事業と実施事業の両方を申請される場合は、それぞれ提出してください。）
- ・その他、団体会則、構成員名簿等

※団体会則、構成員名簿については各年度の初回申請時のみ提出してください。

各様式は市のホームページからダウンロードできます。

※各地域(旧町内)で年間の申請回数の上限を4回とさせていただきます。

## 2 交付決定

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは予算の範囲内で補助金の交付を決定し、献血推進事業補助金交付決定書により申請者に通知するものとする。

- (1) 申請から概ね1週間で決定通知書を郵送します。
- (2) 原則として、補助金の交付決定までは事業の事前着手はできません。やむを得ず事前着手が必要となる場合は、必ず担当課までご相談ください。

## 3 事業実施上の諸注意

- (1) 実績報告時に必要ですので、事業の実施状況や補助対象経費の根拠となる物品等の写真を撮影してください。
- (2) 10万円以上の支払いがある場合は、銀行振り込みにしてください。  
(振込手数料は、補助対象外経費です。)
- (3) 10万円未満の現金支払いの場合は、必ず領収書を発行してもらってください。(領収者名、領収印、所在地等に漏れがないかご確認ください。)
- (4) 団体名義による電子マネー・クレジット払いを可能とします。
- (5) 領収書の宛名は、必ず補助事業者名としてもらってください。

## 4 実績報告

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、献血推進事業補助金実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

補助事業が完了しましたら、実績報告書を提出いただくことになります。実績報告書の提出につきましては次のことにご注意ください。

- (1) 提出期限に余裕をもって提出してください。
- (2) 添付書類の漏れがないかご確認ください。

※提出書類に不備があると、補助金のお支払が遅くなりますのでご注意ください。

**※実績報告提出期限 事業完了後30日以内または、当該年度の3月31日まで**

(不備及び不足のない書類を受領する期日となります。)

## ○提出書類

- ・ 献血推進事業補助金交付変更申請書兼実績報告書
- ・ 事業報告書
- ・ 収支決算書(啓発事業と実施事業の両方を申請される場合は、それぞれ提出してください。)
- ・ 実績者数を明記したもの(例：赤十字血液センターが発行する本日の献血者数)
- ・ 領収書、銀行振込受領書の写し(※領収書や銀行振込受領書の原本は提出不要です。)
- ・ 購入品の写真
- ・ 実施状況が確認できる写真等

## 5 実績報告後の諸手続き

第10条 市長は、前条の規定により提出された報告書等の内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、献血推進事業補助金確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、確定した補助金の額が交付決定を受けた額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

実績報告書を提出いただきましたら、その内容を確認いたします。

(1) 審査の結果、問題がなければ「補助金額確定通知書」により通知します。

## 6 補助金の支払い

第11条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けたときは、献血推進事業補助金請求書により補助金の交付を請求するものとする。この場合において、第8条の規定により概算払を受けているときは、確定額から概算払の額(以下「概算払額」という。)を差し引いて請求するものとする。

補助金額確定通知書をお受け取りになりましたら、「補助金等交付請求書」により、補助金の請求をしてください。

※補助事業にかかる書類は、事業完了から5年間保存いただきますようお願いいたします。

※記載内容のほか、何か不明な点があれば、下記担当までご連絡ください。

### 【問い合わせ先】

〒669-3646

丹波市氷上町石生 2059-5 健康センターミルネ 2F

丹波市 健康福祉部 健康課 地域医療係(担当：杉上)

TEL 0795-88-5082 / FAX 0795-88-6315